

## 有田川町におけるサーキュラーエコノミーの実現に関する包括連携協定書

有田川町（以下「甲」という。）、ENEOS株式会社（以下「乙」という。）及びサントリーホールディングス株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり包括的な連携と協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、世界的なサーキュラーエコノミーへの移行の動きを見据え、甲、乙及び丙が包括的に連携し、それぞれの資源及びネットワークを有効に活用することにより、有田川町におけるサーキュラーエコノミー型産業の振興さらには資源循環を通じて町民が自信と愛着を持って暮らせるまちを創出することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

（1）有田川町内の未利用資源・事業活動から生じる副産物の資源化に関すること

（以下事項を含むが、これらに限られない）

- 一般家庭にて調理に使用され、また賞味期限切れなどで使用されずに廃棄される食用油（以下「使用済み食用油」という。）からのSAF製造及び製造時の副産物であるバイオナフサを利用した製品製造
- ペットボトルの水平リサイクル

（2）有田川町内の未利用資源を有効活用するための町民への啓発・周知活動に関すること

（3）その他、サーキュラーエコノミーを実現するために必要な取組に関すること

2 前項に定める事項の具体的な内容及びその実行方法等については、甲、乙及び丙で協議の上、別途定めるものとする。

3 乙及び丙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙又は丙の関係会社を実施させることができるものとする。

4 本協定に基づく活動に要する費用は、原則として当事者各自の負担とする。

### （確認事項）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定の締結が、甲が乙又は丙以外の者と連携し協力すること、並びに乙及び丙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

### （秘密保持）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に関連して知り得た他の当事者の秘密（その当事者が秘密として指定した情報及びその内容上秘密として扱われるべきことが明らかである情報をいう。以下「秘密情報」という。）を、本協定の目的に必要な範囲においてのみ使用するものとし、本協定の目的以外に使用し又は第三者に開示又は漏えいしてはならないものとする。

2 前項にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外するものとする。

（1）開示時に公知であった、又は、開示後に秘密情報を受領する当事者（以下「受領当事者」という。）の責によらず公知となったもの

（2）開示時に、受領当事者が既に適法に保有していたもの

（3）開示後に、受領当事者が、正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく、適法に入手したもの

（4）受領当事者が、開示当事者の秘密情報に関係なく独自に開発、又は発明したもの

3 本条第1項の定めにかかわらず、受領当事者は、本協定の目的に必要な範囲で、自己または自己の関係会社およびその役員・従業員・職員に対し、秘密情報を開示することができる。この場合、受領当事者は、開示に先立ち、これらの者に本契約上の秘密保持義務と同等以上の秘密保持義務を課し、その義務を遵守させるとともに、これらの者による秘密情報の取扱いについて一切の責任を負う。

4 本条第1項の定めにかかわらず、受領当事者は、本協定の目的に必要な範

困で、自己が起用する弁護士、会計士、税理士その他の外部専門家に対し、秘密情報を開示することができる。この場合、受領当事者は、開示に先立ち、法律上の守秘義務を負う者を除き、これらの者に本契約上の秘密保持義務と同等以上の秘密保持義務を課し、その義務を遵守させるとともに、これらの者による秘密情報の取扱いについて一切の責任を負う。

- 5 本条第1項の定めにかかわらず、受領当事者は、国、地方公共団体、上場している金融商品取引所その他これらに準ずる公的機関から、法令（規則、命令、決定、判決等を含む。以下同じ。）に基づき秘密情報の開示を請求された場合は、必要な範囲で、秘密情報を開示することができる。ただし、受領当事者は、当該開示を請求した者に対して、開示する情報が秘密保持義務を課されたものであることを説明し、本協定上の秘密保持義務と同等以上の秘密保持義務を課すよう最大限努力するとともに、開示の事実および開示対象の秘密情報を開示者に書面にて直ちに通知しなければならない。
- 6 甲、乙及び丙は、第6条に定める有効期間の満了後3年間、本条に定める秘密保持の義務を負う。

（個人情報等の取扱い）

- 第5条 甲、乙及び丙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

（有効期間）

- 第6条 本協定の有効期間は、その締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに、いずれの当事者からも書面による特段の申し出を行わないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間延長され、以後も同様とする。

（準拠法・管轄裁判所）

- 第7条 本協定の準拠法は日本法とする。また、本協定に関する一切の紛争は、被告の本庁又は本店所在地の管轄裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

- 第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、当事者間で誠実に協議し、解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、各自署名の上、各1通を保有する。

令和6年7月19日

甲 和歌山県有田郡有田川町大字下津野2018-4

有田川町長 中山 正隆



乙 和歌山県有田市初島町浜1000

ENEOS株式会社

和歌山製造所長 手島 政嘉



丙 東京都港区台場二丁目3番3号

サントリーホールディングス株式会社

常務執行役員 サステナビリティ経営推進本部長 藤原 正明

